

東京医療センター

人生の最終段階における診療方針に関する 意思決定の決定プロセスに関する手順

臨床倫理委員会

2024 年 12 月

1、「人生の最終段階」(終末期)の判断基準

人生の最終段階とは治癒不可能な病気に冒され、回復の見込みがなく死が避けられない患者の状態を指し、疾病や患者の状態によって二つのタイプに大別する。

1) 救急医療等における急性期型終末期

- ① 不可逆的な全脳機能不全(脳死診断後や脳血流停止の確認後などを含む)であると十分な時間をかけて診断された場合
- ② 生命が人工的な装置に依存し、生命維持に必須な複数の臓器が不可逆的な機能不全となり、移植などの代替手段も無い場合
- ③ その時点で行われている治療に加えて、さらに行うべき治療方法がなく、現状の治療を継続しても近いうちに死亡することが予測される場合
- ④ 回復不可能な疾病の末期、例えば悪性腫瘍の末期であることが積極的な治療の開始後に判明した場合

2) 慢性、亜急性期型終末期

- ① 機能は比較的長い間保たれ、最期の2か月程度で急速に機能が低下するがん等の場合
- ② 機能は急性増悪を繰り返しながら、徐々に低下、最期は比較的急に低下する心・肺疾患末期等の場合
- ③ 機能が低下した状態が長く続き、さらにゆっくりと機能が低下する認知症・老衰の場合

2、人生の最終段階における医療及びケアのあり方

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種から構成される医療チームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで人生の最終段階における医療を進めることが最も重要な原則である。
本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者(代諾者)として前もって定めておくことも重要である。
- ② 医療・ケア行為の開始・差し控え、中断等は医療チームによって医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断すべきである。
- ③ 医療チームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である。
- ④ 生命を短縮させる意図を持つ積極的な安楽死は本手順書では対象としない。

3、人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

- (1) 本人の意思決定能力の評価を医療チームによって行う。判断困難な場合等につ

いてはメンタルケア科等の専門家を加えて検討することも必要である。

(2) 本人が意思決定能力を有している場合

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行うことが必要である。本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療チームと十分な話し合いしたうえで共同意思決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化するものであることから、医療チームにより適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族、代諾者等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容はその都度、診療録に記載しておくものとする。

(3) 本人が意思決定能力を有していない場合

本人の意思確認が出来ない場合には、次のような手順により、医療チームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族、代諾者等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族、代諾者等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて本人に代わるものとして家族、代諾者等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族、代諾者等がいない場合、及び家族、代諾者等が判断を医療チームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度診療録に記載しておくものとする。

(4) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(2)及び(3)の場合において方針の決定に際し、

- ・医療チームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
 - ・本人と医療チームとの話し合いの中で、妥当な適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
 - ・家族等の中で意見がまとまらない場合や医療チームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- 等については、複数の専門家からなる倫理サポートチーム等、医療チーム以外のものを加えて方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。

当院では厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、人生の最終段階における医療及びケアの方針を別記のフローチャートにより決定する。